## たきあいあいの利用について

ご利用のご希望の方々が増えてまいりましたので、『たきあいあい』の ご利用のルールについて、以下の通り改訂させていただきます。

より多くの皆様に、均等に気持ちよくご利用いただくための調整をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 【利用について】

- 1. ご利用のご希望については、その活動目的について、この事業の主旨に見合うものかどうかの審査をさせていただきますので、事前に事業について記載された書式のご提出をお願い致しますご提出いただいた書類を基に、日野市と受託者との間で検討をさせていただき、利用の可否について回答させていただきます
- 2. 営利目的、政治・宗教活動の目的での利用はできません
- 3. ご利用のお申込みのご提出は、利用希望日の一週間前までにお願い します(土曜・日曜のご希望の場合は、その前の週の金曜日まで)
- 4. ひとつの団体が定期的にご利用をご希望される場合につきましては、 | ヶ月あたりで同一曜日のご利用は2回まで、 | ヶ月通して4回までとします(例えば、月に日曜日2回、月曜日2回で合計4回

なら OK)

5. | 回につき | 団体の貸し切り制にしていますので、他団体が利用している時間帯に、その他の団体の方は予告なく立ち入らないようお願いします(庭も含む)

## 【ご来場とご利用について】

自動車は、地域全体が駐車禁止区域になってますので、周辺道路 への駐車ができません コインパーキングをご利用ください

6. ご来場には、公共交通機関のご利用をおすすめします。

- 自転車・自動二輪車の駐輪は物置裏等の敷地内へお願いします
- 7. 手指消毒等、感染症対策を個人の責任においてお願いします
- 8. 悪臭・騒音等、近隣にご迷惑をおかけする行為はしないで下さい
- 9. 宿泊利用については、事業の主旨に見合うものであれば、状況に 応じて利用可能とする場合があります 日野市と受託者との間で 検討をさせていただき、利用の可否について回答させていただき ます
- 10. 使用後は設備や家具の配置等を元の場所に<u>戻す・後片付け・清掃</u>などを行い、原状復帰となるようお願いします
- 11. お持ち込みになられた私物や、利用中に発生したゴミは、全て各

自の責任でお持ち帰りください 私物が残置された状態で破損・ 紛失されたとしても、日野市及び受託者はこれに対して責任を負いかねますので、ご了承下さい また定期的に管理者側が環境整備を行う際に、残置されている物品は処分させていただくことがありますので、ご承知おき下さい

- 12. | 階のリビング、和室、廊下、洗面所の電気の回線が | 回線となっており、この回線の電流許容量に余裕がないため、電力の消費が大きな製品を同時に使用することを控えてください(例:冷暖房とホットプレートを同時に使用することを避ける)
- 13. たきあいあいの利用に関しては、日野市及び受託者の事業を優先させていただきます
- 14.利用について、以上のルールを守る事ができない場合、ご使用を お断りする場合があります
- ※その他、施設に関することは必ずご相談ください

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター 社会福祉法人 創隣会